

就実大学・就実短期大学における 公的研究費の使用に関する行動規範

制定 平成23年5月25日

就実大学・就実短期大学（以下「本学」という。）は本学教職員が公的研究費を使用するに当たり、公的研究費が国民の税金を原資とするものであり、不適正使用は絶対に許されないことを自覚し、その責任の重さを理解したうえで公的研究費の使用に携わるよう、本学の公的研究費の使用に関する行動規範を定める。

○教職員は、公的研究費を適正かつ計画的、効率的に使用し、最大限の研究成果をあげるために努力すること。

○教職員は、公的研究費の使用に当たっては、関係する法令や規則及び本学が定める規程等のルールを遵守し、虚偽使用、目的外使用、期間外使用等不適正な使用は行わないこと。

○教職員は、公的研究費の取扱いに係る学内研修会、説明会に積極的に参加し、関係する法令等の知識の習得や事務手続きの理解に努めること。

○教職員は、不適正使用の起こりうる要因や背景について問題意識を持つとともに、お互いが連携し、問題の是正に努めること。